

DVは、心にもキズを残します。

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、夫婦や恋人同士など、
パートナーからふるわれる暴力のこと。

DVは、「なぐる・ける」など身体的暴力に限りません。
精神的に追い詰められ、心に大きなキズを残すこともあります。

身体的 暴力



- なぐる・ける・つねる
- 物を投げつける
- 刃物で脅す など

精神的 暴力

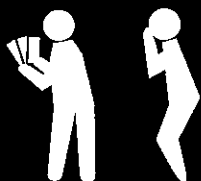


- 大声で怒鳴る
- 人前でバカにする
- 行動を監視する など

DVは重大な人権侵害です。

これらは、
すべて DV です。

経済的 暴力



- 生活費をわたさない
- 勝手に借金をつくり、返済を強制 など

性的 暴力



- 性行為を強要する
- 避妊に協力しない
- 見たくないのにアダルトビデオを見せる など

DVは性別に関係なく、
いずれも加害者・被害者になる可能性があります。

交際中のカップル間のDVは
「デートDV」と呼ばれます。

逃げたいけど
どうすれば...

どんなご相談もお気軽にご連絡ください。

DV相談ナビ

は れ れ ば

☎#8008

最寄りの相談窓口につながります。

これって
DVなのかな

相手という
怖い

友人が
パートナーから
怒鳴られてた...

千葉県

DVについて、知っておきたいこと

加害者は、 特別な人ではありません。

暴力をふるう人は特別な人ではありません
年齢や学歴、職種、年収などには関係が無いといわれています。

家庭の外では
人が変わった
ように温和



社会的信用が
あるケースも

暴力から 逃げられなくなることも…。

暴力を繰り返し受けていると、精神的に傷つき、
無力感や絶望感で逃げる気力が無くなることも。



逃げたとしても
ひどい目に
あうかも…

経済的な問題や
子どもが心配で
逃げる決心が
つかない…

逃げようすると
暴力がひどくなる

子どもの前でのDVは 児童虐待に！

子どもの前でパートナー間の暴力を見せたり
口論を聞かせることは、児童虐待になります。

DVを目撃して育つと、
大きな傷を
心に残してしまいます



その経験から
感情表現や問題解決の手段として
暴力をふるうようになるケースもあります

子どものために我慢することは、
かえって子どもを傷つけることにもつながります。

家庭の問題と 片づけしないで！

DVは家庭内の問題、パートナー間の問題として
軽視され見過ごされてきました。

暴力は決して許されるものではなく重大な人権侵害です

DVは、児童虐待や高齢者虐待とともに、
社会全体で解決していくべき問題です。

まわりの方の見守りも欠かせません

パートナー間のDVは、他人には話しにくいものです。「あの人、もしかしたら…」と感じたら、声をかけてみてください。
相談を受けたら否定せず、受け止めてください。それが勇気づけることになります。
そして、相談窓口相談することをすすめるとともに、気づいた方もご相談ください。秘密は守られます。

DV相談ナビ

は れ れ ば
#8008

最寄りの相談窓口につながります。



DV相談+（プラス）[内閣府]

つ な ぐ は や く
0120-279-889

メール(24時間)やチャット(12:00~22:00)の
相談も受け付けています。

千葉県相談窓口はこちら

千葉県では、緊急避難や自立した生活に向けた各種窓口(就労・住居・生活保護等)の
ご案内・助言など、DV被害を受けた方を支援しています。



チーバくん

女性サポートセンター

043-206-8002

女性専用 24時間365日対応
面接相談・専門相談もあります。※要予約

千葉県男女共同参画センター

女性のための電話相談

04-7140-8605

火曜日～日曜日 9:30～16:00
面接相談・カウンセリング・法律相談・
こころの相談もあります。※要予約

男性のための電話相談

043-308-3421

火・水曜日 16:00～20:00
カウンセリングもあります。※要予約

健康福祉センター DV専門相談窓口があります

月曜日～金曜日 9:00～17:00

習志野 047-475-5966	山武 0475-54-2388
野田 04-7124-6677	安房 0470-22-6377
海匠 0479-73-2321	松戸 047-361-6651
夷隅 0470-73-0801	香取 0478-52-9310
市原 0436-21-3511	長生 0475-22-5565
市川 047-377-1199	君津 0438-22-3411
印旛 043-483-0711	

警察本部相談サポートコーナー

043-227-9110

月曜日～金曜日 8:30～17:15

お住まいの市町村でも相談をお受けしています。